

議案第109号

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月20日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年阿見町条例第71号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の支給日の特例)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正後の条例の規定により支給する期末手当(第1条の規定による改正前の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定により支給した額と改正後の条例の規定により支給する額との差額に限る。)を支給する日については、阿見町職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例(令和4年阿見町条例第 号)の規定による改正後の阿見町職員の給与に関する条例(昭和32年阿見町条例第67号)の適用をうける職員の例による。

(町規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

【第1条関係】阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	

【第2条関係】阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 町長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち町規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき町規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して町規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	

阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正案についての概要

第 1 条

本則

(1) 第 4 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 162.5/100 12 月 : 162.5/100 → 6 月 : 162.5/100 12 月 : 167.5/100

第 2 条

本則

(1) 第 4 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 162.5/100 12 月 : 167.5/100 → 6 月 : 165.0/100 12 月 : 165.0/100

議員の期末手当

阿見町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(期末手当)

第 5 条 議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前日）に在職するものに期末手当を支給する。これらの支給日前 1 月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。

2 期末手当の額並びに支給条件、支給方法及び支給時期については、阿見町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 32 年阿見町条例第 71 号）の適用を受ける町長の例による。ただし、支給制限及び一時差止めに関する規定についてはこの限りでない。

改正附則

第 1 条（施行期日等）

第 1 項 第 1 条の規定は、公布の日から施行、ただし第 2 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行

第 2 項 第 1 条の規定（期末手当）は、令和 4 年 12 月 1 日から適用

第 2 条（給与の内払）

第 1 項 改正前の給与は、改正後の給与の内払とみなす

第 3 条（期末手当の支給日の特例）

第 1 項 改正前と改正後の期末手当の差額は、規定にかかわらず別に定める日に支給する

第 4 条（町規則への委任）

第 1 項 その他必要な事項は、町規則へ委任する